

無線海岸局（JSAF 海岸局）加入要領

2013 年 4 月 1 日制定

2013 年 5 月 13 日改正

本要領は、JSAF が設置する無線海岸局（以下 JSAF 海岸局という）へ船舶局が加入する場合の手続きおよび費用を定めるもので、（公財）日本セーリング連盟（以下 JSAF に略）外洋安全委員会が主管する。

1 加入証明書発行手順

- (1) 「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 1 (1) 項に該当する船舶（以下 JSAF 登録艇という）が申請する場合。
 - ① JSAF 登録艇で加入を希望する者は、JSAF 海岸局加入証明書発行申請書に必要事項を記入し、加入を希望する JSAF 海岸局管理団体（別表 1 参照）へ送付する。
 - ② JSAF 海岸局管理団体の担当者は記載内容を確認して JSAF へ提出する。
 - ③ 交付された加入証明書は JSAF から JSAF 海岸局管理団体へ送付される。JSAF 海岸局管理団体の担当者は、申請のあった加入希望者へ送付すること。
 - ④ JSAF 海岸局へ加入した船舶局は、船舶局開局後に総務省から交付される船舶局免許状の写しを主管委員会に提出しなければならない。（「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 2 (3) 参照。）
- (2) 「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 1 (2) 項に該当する船舶（以下 JSAF 非登録艇という）が申請する場合。
 - ① JSAF 非登録艇で加入を希望する者は、JSAF 海岸局加入証明書発行申請書に必要事項を記入し、主管委員会へ提出する。
 - ② 主管委員会は加入申請の可否を判断し加入を承認した場合、加入証明書は主管委員会から申請のあった加入希望者へ送付すること。
 - ③ JSAF 海岸局へ加入した船舶局は、船舶局開局後に総務省から交付される船舶局免許状の写しを主管委員会に提出しなければならない。（「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 2 条 2 (3) 参照。）
 - ④ 主管委員会は受け取った船舶局免許状の写しを添えて一時預かりした利用料を、加入した JSAF 海岸局管理団体へ送金すること。

2 加入費用の内訳

- (1) JSAF 海岸局への加入費用は以下の 3 つから構成されている。
 - ① 加入料：初めての加入時に必要な費用。
 - ② 利用料：JSAF 海岸局との交信可能な免許状利用費用。
 - ③ 加入証明書発行手数料：加入証明書発行に掛かる費用。
- (2) 加入費用の支払い条件および返金
 - ①-1. 加入料は、継続して加入する場合は不要である。
 - ①-2. 加入料は、「無線海岸局（JSAF 海岸局）への船舶局加入規程」第 3 条 2 項に該当し

て加入が抹消された後に、改めて加入する場合は初めての加入として必要となる。

- ②-1. 利用料は、加入申請時に 5 年間分を一括納入とする。
 - ②-2. 加入証明書有効期限内に加入が抹消されても、入金された利用料は返金されない。
- (3) 加入費用は以下の通りとする。

- ①加入料：JSAF 登録艇 0 円
JSAF 非登録艇 10,000 円
- ②利用料：JSAF 登録艇 2,000 円/1 年間（5 年分 10,000 円一括納入）
JSAF 非登録艇 10,000 円/1 年間（5 年分 50,000 円一括納入）
- ③加入証明書発行手数料：JSAF 登録艇 3,000 円
JSAF 非登録艇 3,000 円

(4) 加入費用の納入先は以下の通りとする。

- ①JSAF 登録艇の加入費用一切は船舶局が加入した JSAF 海岸局管理団体へ納入する。
- ②JSAF 非登録艇の加入費用一切は JSAF へ納入する。JSAF は納入された加入費の内、利用料分を船舶局が加入した JSAF 海岸局管理団体へ送金する。

3 改正

- (1) 本要領の条項について改正することが相当と認められるに至った場合、主管委員会は当該条項の改正することができる。
- (2) 本要領は 2013 年 4 月 1 日より施行される。
- (3) 2013 年 5 月 13 日改正。

(別表 1)

JSAF 海岸局管理団体。() 内は団体コード番号

- 1. おおしまヨット=外洋東京湾 (105)
- 2. みさきヨット=外洋三崎 (106) /三浦外洋セーリングクラブ (107) /外洋湘南 (108)
*みさきヨットに加入希望の場合、上記三団体のいずれか一つを選択して申請すること。
- 3. ちたヨット=外洋東海 (110)
- 4. ひろしまヨット=外洋西内海 (113)
- 5. かがしまヨット=外洋南九州 (115)
- 6. さつまいおうじまヨット=外洋南九州 (115)
- 7. ぎのわんまりーなヨット=外洋沖縄 (116)